

自動車安全 運転センター 新潟県事務所開設

交通事故証明書の発行業務など

本年一月一日から自動車安全運転センターの新潟県事務所が、西蒲原郡黒埼町の新潟県自動車運転免許試験場内に開設され、次の業務を行います。

◇交通事故証明書の発行

いままでは警察署で発行していた交通事故証明書は、センター新潟県事務所が発行します。証明書の必要な場合は、申請書(郵便振替用紙に印刷したもの)に手数料を添えて最寄りの郵便局から申し込

んでください。申請書は、警察署、派出所、駐在所、損害保険会社、農業協同組合等にありま

年金請求には……

金融機関の口座番号を

国民年金(拠出制)の老令年金、通算老令年金等の払渡しを受ける金融機関については、郵便局または金融機関となっております。これらのどこから払渡しを受けるかは

ることになりました。これは、確実に年金をお支払いするためのもので、この制度は一月以降の裁定請求書、支払機関変更届、未支給年金請求書等を提出するものから摘要されます。今後裁定請求等をされる場合は預金通帳を持参してください。

償却資産の申告は

一月末日までに

償却資産の申告時期がきました。税務課では、各事業所へ申告用紙を配布してありますが、申告期限は今年三月三十一日です。申告は法人、個人を問わず構築物、各種機械及び装置、車両(自動車税及び軽自動車税の対象になっているものは除く)器具、備品などはす

法は、交通事故証明書の場合と同様で、申請書は、警察署、派出所駐在所にあります。

◇免許停止直前の点数通知

交通違反などの点数が運転免許の停止処分を受ける直前の点数になったかたに、センター新潟県事務所から郵便でお知らせいたします。

べて償却資産の対象となります。今年度は課税台帳書替の年に当ります。お手数でも全償却資産を記入のうえ申告書を出してください。なお、申告用紙が送付されていない方も対象となると思われ

るかたや記入方法などわからぬことがありましたら税務課資産係(☎二二二二五 内線二五〇)まで照会ください。

発生件数 4件(前月9)

死者 0人 傷者 4人

原因別…… 安全速度違反 2
速度違反 1 安全未確認 1

交通事故発生状況

昭和 50 年 11 月 現在

今月の市税

▷市・県民税
▷国民健康保険税

納期 1月31日

行政相談日

▽とき 一月二十四日
午前十時から
午後三時まで

▽ところ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください

(11月末日現在)

世帯数	7,684
男	16,062
女	16,949
計	33,011

消費者注意

豆腐(おからを除いたしほり汁)にニガリ(塩化マグネシウム)か硫酸カルシウムなどの凝固剤を入れてかためたものが「絹ごし豆腐」であり、これからさらに水分(ゆ)を抜いたものが「もめん豆腐」です。

最近、工場生産された包装豆腐がスーパーで売られています。これは豆腐と凝固剤(グルコデルタラクトン(GPL))を同時に容器につめて、これを約九十度で約四十分加熱することによって作る絹ごし風の豆腐です。豆腐は、生食食品ですから、翌日までたせたいときは、ひとつまみの塩を入れて軽くゆでておきましょう。

⑨ 豆腐

受給権者が選ぶことになってい

ところで、今回国民年金施行規則が改正され金融機関を指定する場合、口座番号について金融機関の証明を受けるか、預金通帳により市役所確認を受け

とちお

No. 229

編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話 (02585) 2-2151



元禄の昔から継承されている市の無形文化財「津合神楽」
正月二日、部落内を回って行われる悪鬼祓いのひとこま

おもな内容

- 明けましておめでとうございます……………2・3
- きれいな選挙をめざして……………4・5
- 事業所統計調査市独自集計まとめ……………6・7
- 昭和50年度上半期財政状況のあらまし……………8・9
- 中小企業退職金制度の利用を……………10
- みんなの保健……………11
- とちおと人物(物語)……………12
- 公民館のページ……………13
- お知らせ……………14



昭和五十一年を迎えて

安易な公共依存を排し 相互理解と協力を大切に

栃尾市長 渡辺 芳夫

あけましておめでとございませぬ。

昭和五十一年の年頭にあたり市民のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

元旦には希望と決意を新たにして一年の計をたてるよういわれています。

みなさまがたは、それぞれ決意も新たに新しい年を迎えられたことと存じます。

栃尾市は新しい年を何をするべきか市民のみなさまがたと考えたいと存じます。

新しい年がいつも明るく希望に輝くものでありたいと願いますが、現実には、いつも明るいとは限りません。けれども、その事実を

正しく見きわめて対処するならば未来は必ず拓かれるものと確信しています。

現在は、戦後最も厳しい不況に見舞われ、しかもその原因が我が国の経済構造に根ざすといわれて現在なお今後の見通しも明確にされない状況にあります。

本市がこれまでの発展を将来に継続するためには、工業の振興は重要な課題であり、万難を排して工業構造を改善するための施策を推進する必要があります。

同時に、農業が市勢の根柢をなす産業であることも従来と何ら変わることはありません。平地地帯の農業が大型機械による省力化経営が普及するなかで、山間地農業の経営を維持していくには地域に適合した基盤整備を促進しなければ

ばなりません。

このように、市民生活の基盤をなす産業の発展を期するには幾多の課題が山積しています。

これまで促進してきた道路網の整備、学校施設の拡充など今後も継続すべき大きな事業が残されています。

市としては、これらの課題に対処するため不況と高物価の厳しい財政事情のなかで、一般行政需要を極力抑制して市民生活安定のため主要施策を推進する所存であります。

このため、あらゆる角度から業務を精査し、行政の合理化、効率化を図る方針であります。かつてない経済不況を克服し、明るい明日を築くためには、安易な公共依存の傾向を排除し、正しい相互理解と協力を大切にして、市民と市が一致し総力をもってこの難局の打開に当たりたいと存じます。

何卒みなさまがたの温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

12月市議会から 昭和49年度決算を認定

十二月市議会は、十二月十六日から同月二十五日まで開かれました。今回の市議会に市長から提案された議案は、市議会議員の報酬の改定、市職員給与改定に伴う条例の改正など条例改正四件、除雪費、給与費などを補正した予算関係六件、昭和四十九年度一般会計、国民健康保険事業、伝染病院事業特別会計の決算の認定の計十一件でした。

一般会計予算

三十億四千三百万円に

昭和五十一年度一般会計予算は、二十八億七千四百一十二万二千円で、寺泊老人ホーム収容措置委託費、老人医療費扶助、私立保育所措置費委託料、除雪関係経費、都市計画街路事業費などのほか、職員給与改定による経費など一億七千二百八十五万五千円を追加して三十億四千三百四十九万七千円になりました。



年頭にあたり

市民一体で不況克服を

繊維業界の早期立ち直りを祈念

栃尾市議会議長 外山 兵衛

昭和五十一年の年頭にあたり、市議会を代表いたしまして謹んでごあいさつを申し上げます。

輝かしい新春を迎えるにあたり市民各位のご繁栄とご多幸を心からお祈り申し上げます。

私は、昨年統一地方選挙後の初

市議会におきましてはからずも議長の要職につき、その重責を痛感し、決意も新たに微力ながら議会の円満な運営と市議会の伸展を期すべく努力して参ったところでありませぬ。

幸い市議会議員をはじめ、市民各位のご指導とご協力によりまして大過なく越年することができましたことを衷心より感謝を表す次第であります。

過ぎ去った昭和五十年は、高度成長経済から低成長経済への政策転換のための総需要抑制策がとられ、不況、インフレといふ厳しい年であり、あらゆる産業に大きな影響を及ぼし、数多くの倒産に伴う失業という状況をふまえて、国においては数回にわたる不況対策を講じた結果ある程度明るい気ざしが見えつつあるようでありませぬ。

地方自治体財政を大きく圧迫し、全国各地で赤字団体に転落しているところもあり、地方財政危機が叫ばれている現況であります。当市においてもその例外でなく、不況による影響は極めて大きく、一部企業において倒産という悲しい事態も起きており憂慮に堪えませぬが、その結果は市税の減収となり市財政運営も大きな痛手を受けておりますが、市当局の努力によって赤字団体への転落は避けられる見通しであります。

新しい年の国の重点施策としては、景気回復を柱にした予算編成と報道されておりますが、一日も早くその実効があるよう大きな期待を寄せるとともに、栃尾市の基幹産業である繊維業界立ち直りを願っております。

市議会といたしましては、長期的視野に立つて市の産業発展を図るべく工場誘致特別委員会を中心に単一産業に偏り過ぎずして他産業の誘致が得るならばと努力をいたしております。

このように厳しい年頭であります。故にまた努力の甲斐もありません。年と存じておりますので、市民一体となつてこの危機を乗り越え、住みよい明るい都市づくりを格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



(3)

(2)

Table with 2 columns: 一般会計 (General Accounting) and 伝染病院事業特別会計 (Special Accounting for Infectious Disease Hospital). Rows include 歳入 (Revenue) and 歳出 (Expenditure) with amounts in millions of yen.

Table with 2 columns: 一般会計 (General Accounting) and 指数 (45年度100) (Index, 45th year = 100). Rows include 歳入 (Revenue) and 歳出 (Expenditure) with index values for years 46-49.

請願と陳情

採択されたもの: 私立立学校(園)の学費負担軽減に関する請願、山崎静一他、栃尾市官ガス供給・水道給水区域編入等に関する陳情、山屋区長他、継続審査になったもの、栃尾市立栃尾中学校武道館新設に関する請願、栃尾中学校PTA会長、市道拡張及び改良に関する請願(継続審査分)、本町区長他、菅畑間の道路の幅員の増幅及び一部新設に関する請願、平区長、不採決になったもの、栃尾市財政確立に関する請願、栃尾地区労働組合連合会事務局長、市道白山保育所より中学校通学路線の連絡道路改修に関する請願(継続審査分)、上の原区長、比礼小学校プール新設に関する陳情(継続審査分)、比礼区長、市官ガス・水道本管布設に関する陳情(継続審査分)、山屋区長。



団体旅行の寄付や差し入れ



集会などの飲食代



お葬式の香典、花輪、供花



旅行のお餞別



食事やおみやげ

○政治上の主義・施策を普及するため、選挙区内で政治教育のための集会に關し参加者に対し通常用いられる食事の提供と旅費などの実費を補償する場合(一定期間禁止)

○公職の候補者等又は後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札・看板の類は、一事務所に二枚まで(市議・市長選の場合、総数六枚の範囲内)で、規格は縦一五〇、横四〇

その他、改正点等詳しくは選挙管理委員会事務局へおたずねください。



結婚のお祝い金やお祝い品



出産・入学・卒業のお祝い品やお祝いのお金



落成式や開店祝いの花輪



お祭りなどの寄付、お酒など



お中元やお歳暮

要求(親族がする場合を除く)することは禁止されることになりました。例えば、次のような寄付の勧誘や要求をすることはできないことになりました。

- 六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族である親族に対してする寄付
○政党、その他政治団体又はその支部に対してする寄付(自分の後援団体に対して寄付をする場合は、一定期間禁止)
○政治の主義・施策を普及するため、選挙区内で政治教育のための集会に關し参加者に対し通常用いられる食事の提供と旅費などの実費を補償する場合(一定期間禁止)

政治活動用文書・図画 掲示の制限

○以内のもの
なお、この立札看板の類には、その選挙を管理する委員会の定める表示板の交付を受け掲示しておかなければなりません。

- ①ポスター、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの
②政治活動のための演説会、講演会、研修会等の集會場での開催中使用するもの
③確認団体が、選挙期間中に認められる政治活動のために使用することができるもの

きれいな選挙をめざして

金のかからない公正な選挙をねらって改正された公職選挙法は、昭和五十年十月十四日に公布され、これから行われる選挙はすべてこの改正された新しい選挙法が適用になります。今回の改正は、選挙をきれいにすることに重点がおかれ、特に政治家や候補者などに選挙区内の人への金品の寄付を禁じ、また、有権者が寄付をたのむことも禁止するということが特長とされています。国民参政以来八十余年、その間、今から約五十年前に普通選挙が実施され、婦人に参政権が与えられて三十年が過ぎました。ここで、選挙というものを真剣に考えてみる必要があるのではないのでしょうか。このたび改正されたなかから、皆さんに關係がふかいものをあげました。ご理解願います。

贈ってはいけません
求めてはいけません
受けとっては
いけません



国会議員、県・市議会議員や県知事、市長等で現職にある者、公職の候補者又は候補者になろうとする者(候補者等という)が選挙区内にある者に対して寄付することの禁止
○候補者等がする寄付については、これまで選挙に関する寄付のみが制限されてきましたが、今回の改正では、選挙に関するものはもちろん、時期や名目のいかんを問わず、選挙区内にある者に対してする寄付は、一部の例外を除いて一切禁止されました。なお、この場合の寄付は、現金に限らず、花輪、香典、祝儀、そ

- の他にこれらに類するものを含む金銭、物品、その他財産上の利益のことをいいます。
例えば、次のような寄付はできません。
○お中元やお歳暮を贈ること
○開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること
○出産・入学・卒業・就職などのお祝いに、お金や品物を贈ること
○結婚式のときに、お祝いのお金や品物を贈ること
○旅行する人に、餞別を贈ること
○お葬式の際、香典や花輪、供物などを贈ること
○町内会や老人会、または後援会

員などの集りに、お金を寄付したり、食事やお酒などを届けること
○町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること
○選挙区からの陳情者などに食料や飲物を出したり、おみやげなどをあげることに
住民側からの候補者等に対する寄付の勧誘や要求の禁止
○今回の改正では、候補者等に対する寄付が禁止されただけでなく、住民側からも、当該選挙区内の候補者に対して寄付を勧誘したり、

産業別事業所数・従業者数

区分	事業所数		従業者数	
	昭47	昭50	昭47	昭50
総数	1,671	1,704	12,683	11,243
農業	2	5	6	19
建設業	174	180	1,485	1,207
製造業	573	594	7,760	6,682
卸・小売業	603	620	2,090	2,056
金融保険業	9	10	154	159
不動産業	13	12	18	16
運輸通信業	18	15	212	180
電気・ガス・水道業	6	5	23	20
サービス業	273	263	935	904

規

模別では、「一、二人」の事業所が五十五パーセントと全体の半分以上を占めています。さらに、「三、四、五、六、七、八、九、十」を含めると八十九・三パーセントとなり、当市の産業が下請加工の小規模事業が多いことがわかります。昭和四十七年と比べてみると、「一、二人」、「三、四、五」の規

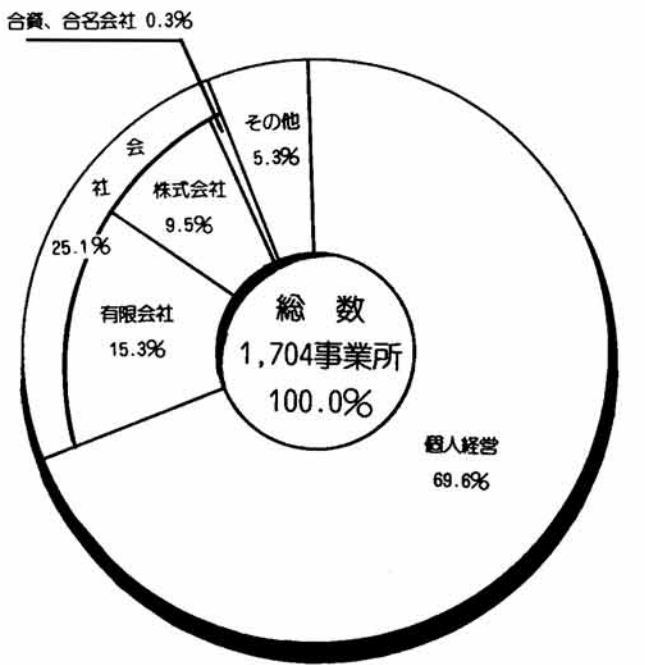
模の事業所は増加したのに対し、「百人以上」の事業所は六事業所の減、「五十〜九十九」の事業所は二事業所減少しました。これは、不況により人員削減されたため規模が縮小されたためで、過去においては調査ごとに規模が拡大されてきたことからすると、大きな変化となっています。

経営組織別では、個人経営の事業所が千八百八十八(六九・七パーセント)で大半を占めています。株式会社は十六事業所増の百四十五、有限会社は四十二事業所増の二百六十一と、年ごとに会社組織が増加しています。

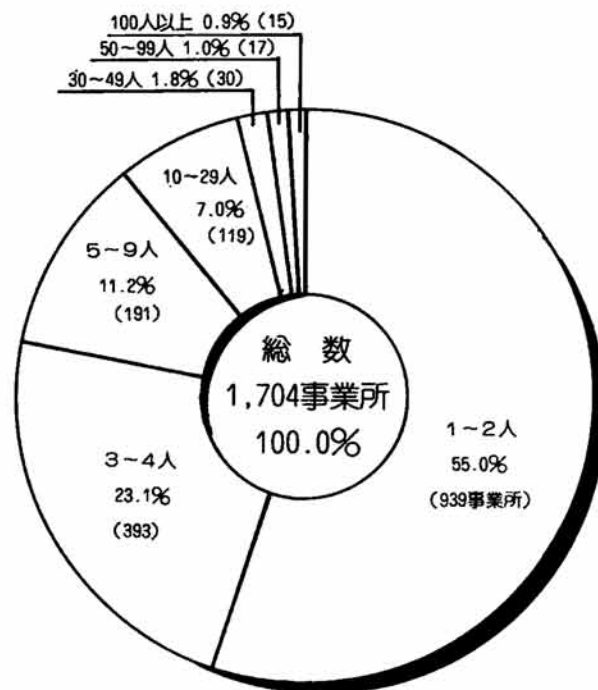
工業統計調査に協力を

毎年行われる工業統計調査が今年も行われます。この調査は、通商産業省が我が国の製造業の分布状況や製造活動の実態を明らかにするため事業所の大小を問わず全事業所について調査するものです。みなさんから提出していただいた調査票は厳重に保管され、統計以外の目的には使いませんので、日、調査員が伺いますのでご協力をお願いします。

経営組織別事業所数構成比



経営規模別事業所数



数字が示した不況の実態

事業所統計調査市独自集計まとめ

昨年五月十五日現在で行った事業所統計調査の市独自集計がまとめられました。事業所統計調査は、三年ごとに行われる国の最も基本的な統計調査の一つで、この結果は、国はもちろんで、市においても今後の行政や経済施策を進めるための指針を得るという重要な役割を果たしています。

調査の結果は次のとおりですが、製造業、建設業は従業者数が激減しており、不況の深刻なことが数字の上でもはっきり現れています。

事業所数・従業者数の推移

事業所数は、前回(昭和四十七年)に比べて三十三増加して千七百四事業所となりましたが、従業者数は、昭和四十四年の一万三千三百七十一人をピークに減少しており、今回も前回に比べて千四百四十人減少して一万一千四百三十二人となりました。

事

従業者数の減少の理由は、いろいろ考えられますが、本年十月一日現在で行った国勢調査では、昭和四十四年の国勢調査に比べて二千七人も市の人口が減っており、これらと無関係ではなく、加えて不況による離職という深刻な理由があり、過疎化の歯止め対策を含めて市政の重要な課題を提起しました。

産業別事業所数・従業者数

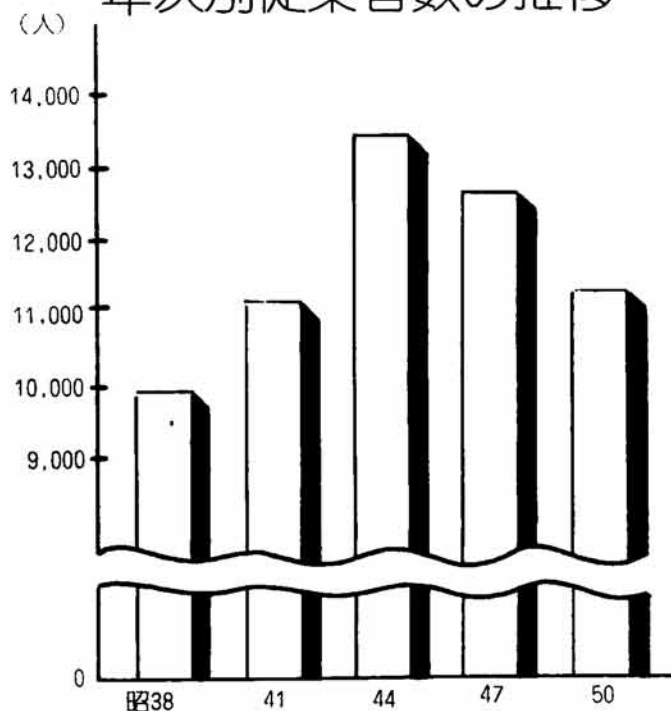
産

業別事業所数の構成比は、卸・小売業六百二十事業所(三六・三パーセント)、製造業五百九十四事業所(三四・九パーセント)、サービス業二百六十三事業所(一五・四パーセント)、建設業百八十事業所(一〇・六パーセント)の順になっています。

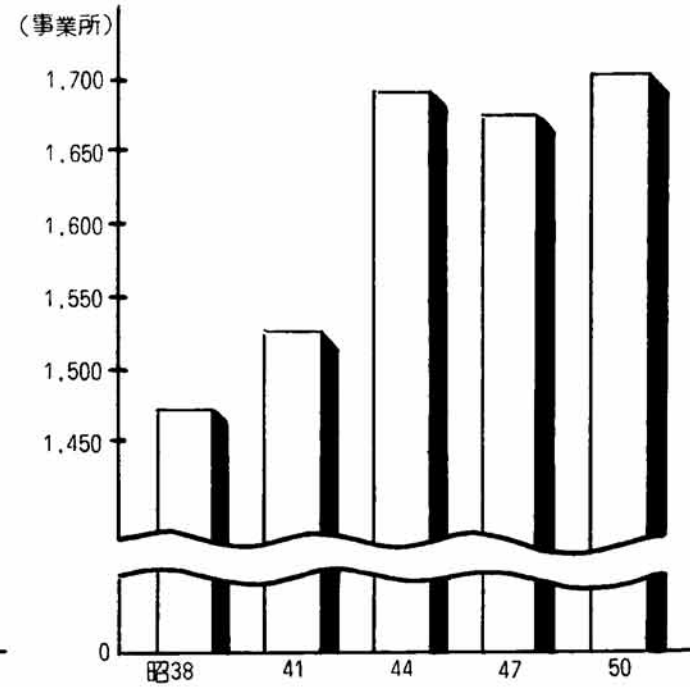
従業者数では、卸・小売業、サービス業は前回とほぼ同じですが製造業は千七十八人の減、建設業は二百七十八人の減とそれぞれ激減しています。

これは、長期化する繊維の不況と事業所の市外への転出などが大きく影響しており、不況の深刻さがうかがえます。建設業も、工場の拡張をひかえたことや一般住宅の建築ブームの鎮静などが考えられます。

年次別従業者数の推移



年次別事業所数の推移



財政状況のあらまし

4.1~9.30

市の財政内容をみなさんからご理解いただくため、市は毎年二回財政事情を公表しています。
今回は、昭和五十年上半期分(四月一日~九月三十日)の予算とその収入支出の状況をお知らせします。

予算の状況

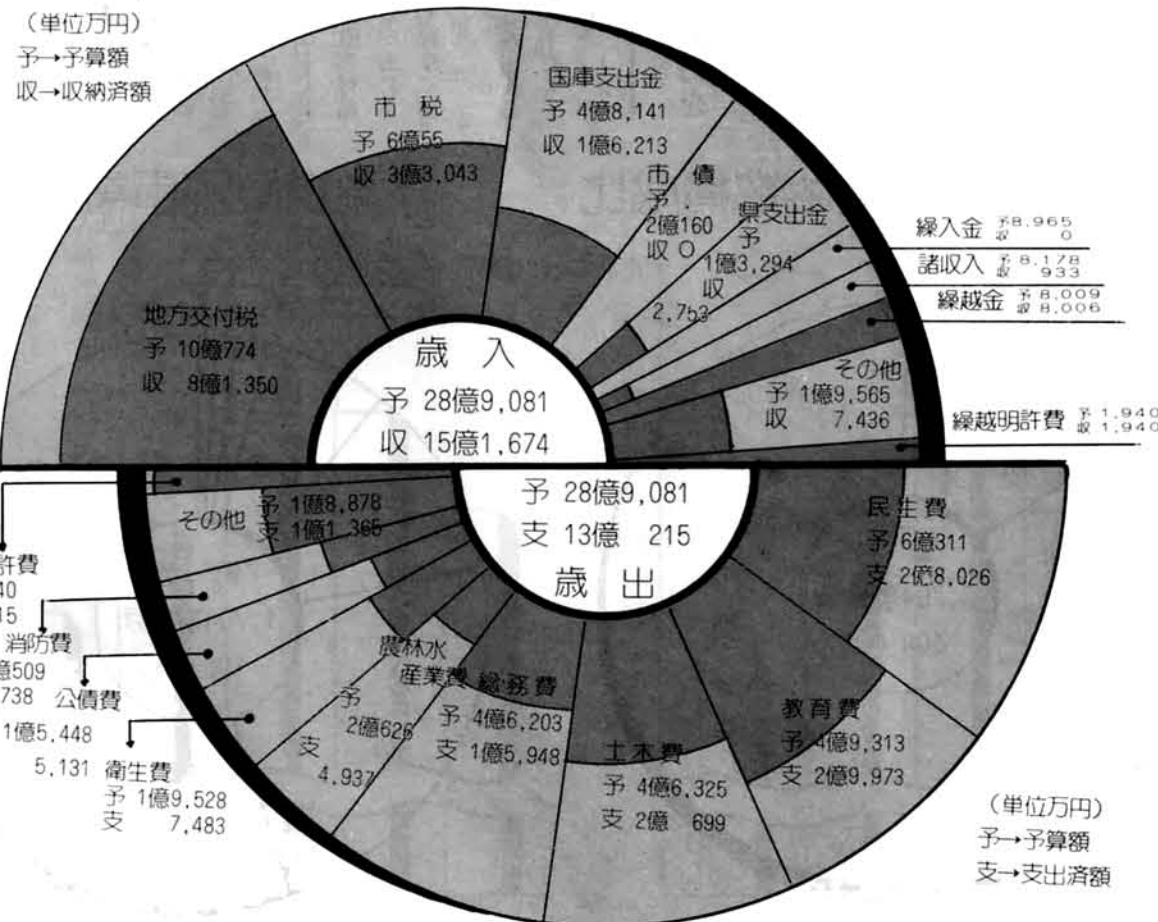
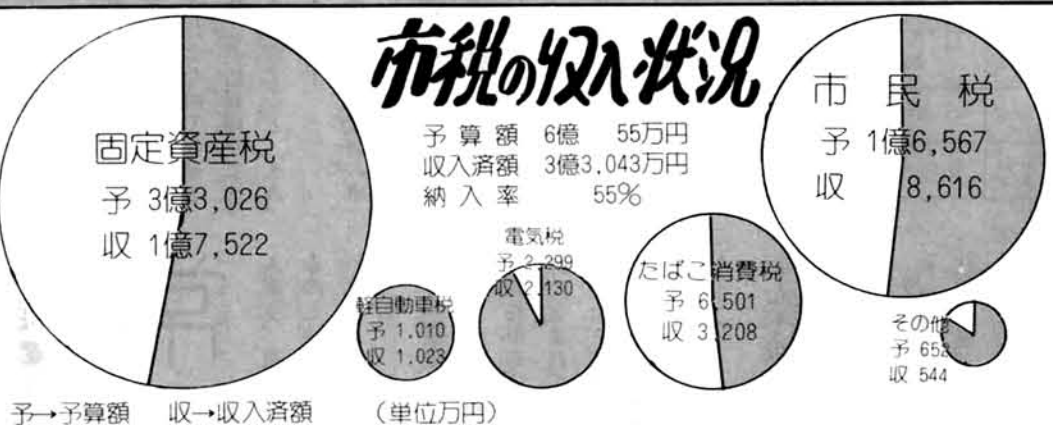
昭和五十年度の一般会計は、厳しさを加える財政事情のなかで豊かで活力ある明るい市民生活の実現を目標にして、①生活環境施設の充実 ②市民福祉の向上 ③教育施設の整備を柱に予算を編成しました。(この内容は、「広報とちお四月号」でお知らせしたとおりです)

当初予算は、二十九億九千九百三万円(伸率二十・五割)でスタートしましたが、栃尾東小学校建設費の国庫負担費の減など三回の補正と昭和四十九年度からの繰越明許費を含め九月三十日現在二十八億九千八十一万円の予算規模となっています。

収入支出の状況

九月三十日現在の収入は、十五

“苦しくなって来た市の台所に理解と協力を”
みなさんから納めていただいたお金はこのように使っています。



(9)

億千六百七十四万円(予算額の五十二割)で、このうち市税は三億三千四十三万円(収入率五十五割)が収入され、前年同期にくらべ三千二百七十八万円、収入率で四割増加しています。

また、支出は十三億二千二百五十五万円、支出率四十五割となっており前年同期より七割の増となつていきます。これは、消費的経費を極力節減する一方、市民の要望に沿つて学校、住宅、道路などの生活関連施設の建設に重点を置いて事業の進捗をはかつたためです。

市債の現在 高と借入先

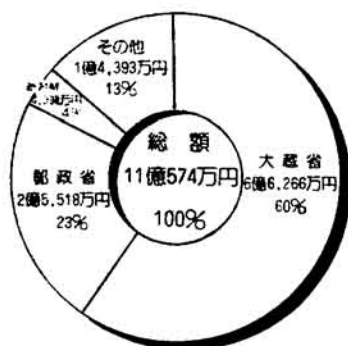
学校建設債	二億三千七百七十一万円
道路橋梁整備債	一億九千五百三十六万七千円
市民会館建設債	一億三千四百万円
庁舎建設債	一億四十九万七千円
清掃施設整備債	九千八百三十六万二千円
公営住宅建設債	八千八百四十八万一千円
辺地対策債	六千三百三十二万二千円
開発・克雪センター建設債	五千三百一十一万三千円
林道開設債	二千七百三十六万四千円
保育所建設債	二千四百七十四万七千円
学校プール建設債	千八百八十二万九千円
災害復旧債	千七百二十二万八千円
除雪車庫建設債	千九百円
隔離病舎建設債	八百四十七万五千円
青少年ホーム建設債	七百五十万三千円
除雪機械整備債	六百四十六万三千円
河川整備債	七百三十四万一千円
消防庁舎建設債	六百八十六万三千円
その他	五百三十八万九千円



建設されたし尿予備貯溜槽

▶道路新設改良事業	1億9,750万円	▶し尿予備貯溜槽設置事業	2,772万円
▶栃尾東小学校建設事業	1億6,264万円	▶公共県単事業負担金	2,200万円
▶上の原建替住宅建設事業	1,500万円	▶単市土地改良事業補助金	
▶都市計画街路事業	3,952万円	▶除雪機械購入事業	1,340万円
▶林道開設事業	3,841万円	▶河川整備事業	1,180万円
		▶明許繰越事業	1,915万円

昭和50年度のおもな建設事業



企業会計

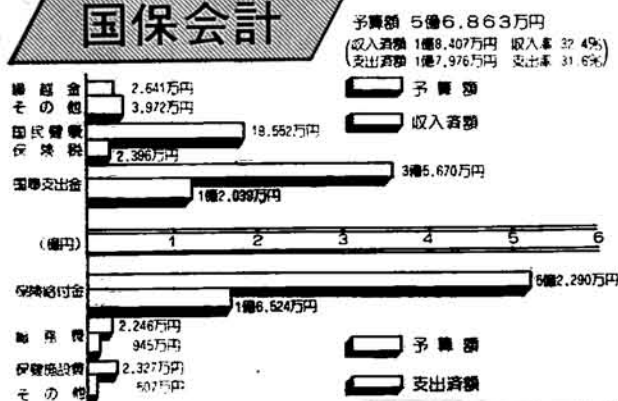
ガス事業

収入	ガス事業収益	6,197万円
支出	ガス事業費用	4,263万円
	当期純利益	1,934万円
ガス事業借入金	大蔵省	2,352万円
	公営企業金融公庫	1,919万円
	郵政省	1,564万円
計		5,835万円

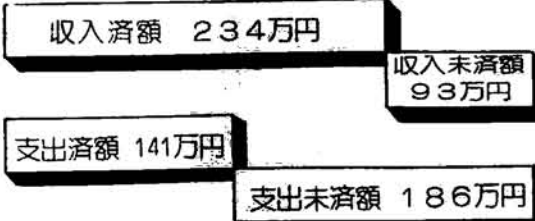
上水道事業

収入	水道事業収益	7,228万円
支出	水道事業費用	5,783万円
	水道事業借入金	
	大蔵省	3億8,141万円
	公営企業金融公庫	1億5,368万円
	第四銀行	1,995万円
計		5億5,504万円

国保会計



伝病会計





みんなの保健

このページは、みんなで健康を考えるページです。質問をお寄せください。可能な範囲でお答えします。

赤ちゃんの離乳食

離乳とは、お乳だけを飲んでた赤ちゃんが、おかゆのような食物から徐々に固い食物へと慣れていく、おとなの食物に移行していくことをいいます。市では、赤ちゃんの6か月検診の時、離乳

について説明しています。(離乳は、6か月前後から始めるのがよいからです)

A表をごらんください。離乳食は、ふつう生後5か月頃から始めます。まず、つぶしがゆ・ハンガゆなどを与えます。与える量は、はじめ1さじ、3~4日したら2

さじというふうにだんだん増していきます。また、おかずは卵黄・つぶし野菜・脂肪(バター・サラダ油等)とうふなどを加え、やがて小骨の少ない煮魚・ひき肉などを加えていきます。

A表 5か月頃(1日1回)の進め方の例

日数種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	……	32
かゆ	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	……	5
卵黄					1	1	2	2	3	3	3	3	3	3	……	1/2
野菜									1	1	2	2	3	3	……	3

離乳食を与える回数は、1日1回から始めて、慣れてきたら1日2回、さらに3回と増していき、おとなの食事時間にあわせていきます。(B表参照)赤ちゃんが食べる量が少ないときは、ベビーフードを利用するのもよいでしょう。よく食べるようになったら、おかずがおかすを作ってあげてください。おとなのおかすに少し手を加えれば、簡単です。

1回の食べる量が少ないうちは、食べたあとで赤ちゃんかほしかるだけのお乳を与えましょう。たくさん食べるようになったら、お乳はいらなくなります。

なお、1日3回食べるようになれば、お乳は間食となります。こうなれば離乳は完了です。

B表 離乳食の時間と量

時刻	月令	5か月頃	6"	7"	8"	9"	10"	お誕生	1年半
朝6時		○	○	○	○	○	○	●	●
10時		●	●	●	●	●	●	●	●
昼2時		○	○	○	○	○	○	●	●
6時		○	○	●	●	●	●	●	●
夜10時		○	○	○	○	○	○	●	●

○ 母乳

● 離乳食



中小企業の従業員確保に 中小企業退職金制度の利用を

国は、中小企業対策の一環として中小企業退職金共済制度を実施しています。この制度は、退職金制度をもつことが困難な中小企業者に、国の援助で大企業なみの魅力ある退職金が支給できるようにという趣旨で作られたものです。すぐれた従業員の確保に退職金制度は欠くことのできないものですが、中小企業において従業員の確保に役立つ国の退職金制度を採

退職金額

掛金月額 掛金納付年数	800円	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	5,000円
5年(60ヶ月)	58	72	106	141	210	349
10年(120ヶ月)	162	199	290	382	564	930
15年(180ヶ月)	297	364	531	699	1,033	1,703
20年(240ヶ月)	470	576	840	1,105	1,634	2,692
25年(300ヶ月)	701	859	1,253	1,648	2,437	4,015
30年(360ヶ月)	1,010	1,238	1,806	2,375	3,512	5,786

農業経営の改善に 農林公庫の総合資金を

農林公庫資金には、土地取得、家畜購入、農業用施設の造成、農機具の購入などに必要な各種資金が一括して借入れられる総合施設資金(総合資金)があります。県内では、これまでに約四百五十戸がこの資金を利用して種作や畜産などの各部門で積極的に規模拡大に取り組み成果をあげています。

長期(最長二十五年償還)、低利(年五割)据置期間中は年四・五割で、極めて有利で、しかも、農業改良普及員など技術・経営の専門の人から改善計画を作成することから借入れ後の営農までの指導も受けられます。この資金の詳しいことを知りたかたは、農業改良普及所、農協、県信連、銀行または農林漁業金融公庫にお気軽にご相談ください。農林漁業金融公庫(農林公庫)新潟市寄居町三四四一 千九五一 電話二五二二二二六六一

用されるようおすすめてします。加入できる企業及び従業員

常用従業員三十人以下(小売・サービス業は五十人以下、卸売業は百人以下)の中小企業で常用従業員のみ。

加入申し込み

金融機関を経由して加入申し込み

従業員が退職した場合、掛金額と納付期間に応じて事業団が直接本人に支給する。

※なお、詳しい内容については、長岡労政事務所か県商工労働部労政課へお問い合わせください。

掛金及び納入方法

企業主が全額負担。掛金月額八百円から一万円までの十九種類。金融機関に払い込み、共済手帳に消印させる。

退職金

従業員が退職した場合、掛金額と納付期間に応じて事業団が直接本人に支給する。

※なお、詳しい内容については、長岡労政事務所か県商工労働部労政課へお問い合わせください。

金町地区婦人会のみなさんが、東北電力の各施設を見学して、毎日使っている電気の知識を深めました。(写真は、新潟火力発電所にて)



さる12月25日閉会した昭和50年第7回市議会定例会の初日(16日)入塩川老人クラブの会員が本会議を傍聴して見聞を広めました。

金町区は、このたび河川環境浄化を推進した功績が認められ信濃川水質汚濁対策連絡協議会長から表彰されました。



参加してよかった!

各種市民講座を閉講

市公民館では、四月から市民講座を開講して、みなさんから好評をいただけてきましたが、さる二月、各種講座(書道、ペン字、コラージュ、簿記)を閉講しました。ことしも上の講座に、およそ四百人のかたが受講されました。受講生は、若い人から、お年寄りまで、いろんな世代や職業の方々が集まり、毎週一回、午後七時半から九時半まで公民館を会場に学習をすすめてきました。そして十一月の文化祭には学習の成果を展示したり、バイオリン教室発表

(出席優良で表彰される受講生)



会を開いたりしました。また、コーラス教室では、県芸術祭に参加し、中央祭の合唱部門で優秀賞をもらうなど、年々、めざましい活躍をしています。これらの学習の成果とともに、職場や年代のちがう、いろんな人たちとのなごやかな共同学習のなかから、仲間づくりをすることができたと喜ばれました。公民館では、今年も四月から市民講座を開講いたします。ことしこそあなたも公民館の市民講座で有意義な毎日をお過ごしください。

コラージュ教室を受講して

原 酒 井 政 子



そろそろ子供にも手がからなくなつたし、毎日ですと夜に、子どもを二人だけおいては、出かけられず……月二回くらいなら何とか出席できそうだ、と思いきって申し込み、始めたコラージュです。主人の仕事の関係で

書道教室を受講して

新町 保 科 レ ッ



四月以来、多くのかたがたともに勉強した書道教室も、十二月十七日にめでたく閉講式が行われ、私も皆勤して賞状をいただくことができました。一家の主婦が教室へ通うなど若い頃には想像もできなかったことで、幸福な世の中になったものと感謝しています。何十年も筆を持つことがなかったので、先生に見ていただくだけでもはすかしいと隣りのかたと話し合ひながら、

図書室

Libra NEW BOOKS

銀嶺の人/新田次郎 火の路/松本清張 播磨灘物語/司馬遼太郎 ジョーズ/ピーター ムツゴロウの郵便箱/畑正憲 白い少女/斉藤栄 カーテン/クリスティ 忍びの女/池波正太郎 死者たちの祈り/加藤登紀子

初心者もどうぞ 市民かるた大会

■と き 2月8日(日)
■と ころ 栃尾市公民館
■会 費 昼食代 200円
■主 催 栃尾市公民館 小倉会

とちおと人物(物語)

68

郷内の華道 普及に貢献

其雪庵六龍

生花の美を追求しつつ華道の郷中普及にその半生をかけた其雪庵六龍は、元治元年市内栃堀の旧家名右工門、高橋伝吉の次男として生まれ、本名を八木熊次、華道の雅号を六龍、俳句では半窓と称しました。

長じて郷内の大野村八木金左エ門家の養子となり、荷頃村村会議員、農会長、荷頃村長に当選して政治の道を進み、明治四十四年二月に古志郡会議員に当選し、時の政党政友会に所属して古志郡の幹事長を勤められました。そして県会議員候補に推されましたが、考えるところあってこれを辞退されました。

選挙のたびにいく日も家をあけ毎晩遅くなってから帰るので、妻のクマ女が「こんなに毎夜遅く帰るのはたいへんだらうから選挙中は泊って家に帰らない方がよい」と申しましたら、それはありがたいうことだと事務所に泊り込んで運動に奔走されたということです。それほど興味ある政治からいさ



其雪庵六龍

ぎよく足を洗い、若き日に栃尾郷華道の開拓者である玉泉寺住職其雪庵巨岳師によって育まれた華道精進の道を進まれました。明治三十七年四十歳のとき華道家元四十三世の池坊専啓から華道入門免許を許されてのち修練を積み、爾来数多くのこの道の技能免許の階段をのぼってゆきました。明治四十二年 生花皆伝免許 大正十四年 家元生花教授免許

昭和六年 大日本生花総目代職業の間一花一席免許 昭和八年 其雪庵継承

先師の玉泉寺其雪庵巨岳師が昭和四年に他界され、社中一同の推せんにより二代目其雪庵六龍としてこれを継承し、大日本生花総目代職業の免許を得られ、昭和十一年大日本生花華督の免許を受けられましたが一層の精進に努め、遂に生花、応用花立華の奥義を極めて、

この道の最高位にランクされる大日本生花総華督の免許を受け、五色の幕を張ることを許されました。其雪庵六龍その人は豪直頑固で意志が強く、先師巨岳師の示された郷土の華道普及を念願して努められました。指導は、初心者にも良くわかるように丁寧で、「一瓶でも多く稽古をした者が上達する」と、不断の努力が大切なことをさとされました。稽古の場所は現在の表町、谷内町、本町、金沢等で遠近から集まり習った人達の職業もいろいろであり、女性より男性が多く、教えを受けた者の数は千人を越えたといわれています。教えるにあたっては、月謝制はなく広い自宅の庭に生花の教材になる草や木を植えて育て、これを弟子たちに使わせて、しかもその代金はとらなかつたといわれています。 栃尾の女学校にも勤められ、生花の授業はいつも時間超過でその熱心さがしのべれます。

昭和十一年六月多くの門人によって頌徳の碑が大野の自庭に建立される盛儀があり、その徳が永く後世にまで讃られることになりました。昭和十九年の師走、享年八十一歳で永眠、華道精進と普及の道に終りをづけられました。(市史編集室長 山内貞次)

栃尾市の生いたちを遠く原始時代から近くは市制施行後の現代に至るまで、いろいろ調べてまとめた。市史、その上巻の原稿がまとまり、発刊される見通しになりました。そこで、この上巻にかかれる目次の一端をご紹介します。

“市史”上巻の原稿まとまる

- 序説 栃尾郷の地理的環境
- 第一章 栃尾盆地の地理
- 第二章 都市と村落
- 第一編 原始時代の栃尾郷
- 第一章 栃尾郷のあけぼの
- 第二章 縄文時代の栃尾郷
- 第三章 弥生時代の栃尾郷
- 第二編 古代・中世の栃尾郷
- 第一章 鎌倉・室町期の栃尾郷
- 第二章 戦国期の栃尾郷
- 第三章 織豊期の栃尾郷
- 第四章 戦国期の栃尾郷
- 第五章 幕藩体制の確立と栃尾郷
- 第一章 長岡藩の栃尾郷支配
- 第二章 長岡藩の土地制度と税制
- 第三章 栃尾町の形成とその支配



市史は、三巻の計画で、「下巻」は明治以降廃藩置県から市制施行の現代までをおさめ、また、「別巻」では郷内の民俗のことと旧村大字ごとの歴史がかかれることになっていきます。各巻ともA5版約千ページの予定です。

組織

- 第四章 栃尾郷村落の支配組織
- 第五章 栃尾郷の農林業
- 第六章 栃尾町の商工業と交通
- 第七章 生活と文化
- 第四編 幕藩体制の動揺と栃尾郷
- 第一章 栃尾郷の生産と流通
- 第二章 栃尾郷の変貌
- 第三章 栃尾郷の一揆と藩政の動揺
- 第五編 維新変革期の栃尾郷
- 第一章 開港と栃尾郷
- 第二章 戊辰戦争と栃尾郷
- 第三章 世直し騒動と廃藩置県